

ちいきせいかつしえんじぎょう
6. 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障がい者または障がい児が住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう市が独自に実施する事業です。

(1) 移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス **身 知 精 難 児 者**

市が独自に実施する「地域生活支援サービス」として、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスがあります。各サービスの内容は下記の表をご覧ください。

1 申請に必要なもの

①申請書 ②世帯状況等申告書 ③現況調書 ④手帳をお持ちの方は手帳の写し

※訪問入浴サービスを申請する場合は上記のほかに、⑤主治医の入浴可否証明書、⑥誓約書が必要です。

2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

4 手続きから決定まで

申請手続き後、『地域生活支援サービス受給者証』を交付します。支給量の範囲内でサービスを提供している事業者と契約を結び、利用を開始してください。

《地域生活支援サービスの内容》

種類	内容	対象者	利用者負担
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方が社会参加などで外出する際にヘルパーを派遣し、移動の支援を行います	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者 ②ADHD、LD、高機能自閉症、高次脳機能障がい等で、障がい者と同等の支援が必要な方 ③難病の方 ※移動支援は重度訪問介護及び行動援護受給者を除く	身体介護あり →30分あたり200円 身体介護なし →30分あたり75円
日中一時支援	障がいのある方を一時的に預かり、日常的な介護や訓練などを行うとともに、家族の就労支援と介護負担の軽減を図ります	③難病の方 ※移動支援は重度訪問介護及び行動援護受給者を除く	4時間未満（0.25日）→184円 4～6時間（0.5日）→368円 6～8時間（0.75日）→552円 8時間以上（1日）→736円
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅の重度障がいの方に、訪問入浴車を派遣して入浴等の介護を提供します	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で寝たきり状態の方 ②難病の方 ③上記と同等の状況にあり、特に必要と認められた方	1回あたり1,250円 （利用回数は原則週1回）

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

(2) 意思疎通支援事業

身 知 精 難 児 者

①手話通訳相談員設置事業

福祉事務所内に手話通訳相談員を置き、聴覚障がい者等の支援を行います。
利用料はかかりませんのでお気軽にご利用ください。

1 実施内容

- *生活相談、意思疎通の仲介
- *各種手話講習会の講師および指導
- *各種大会・式典等の手話通訳



2 実施日

「月曜日」「火曜日」「金曜日」の週3日

②手話通訳者および要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者で意思の疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行い、障がい者と他者との意思疎通を仲介します。利用料はかかりませんのでお気軽にご利用ください。

1 対象者

- *聴覚障がい者等で、適当な意思伝達の仲介者がいない方

2 申請に必要なもの

- ①申請書

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

③重度障害者(児)入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な重度障害者(児)が、医療機関に入院する際、医療従事者との意思疎通が円滑に図れるようホームヘルパーを派遣します。

1 対象者

下記の全てに該当する方

- *市内に住む在宅の方（障がい児は小学生以上）
- *重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する方
- *障がいにより自らの意思表示が困難な方
- *介護者がいない方またはこれに準ずる方（利用する際に入院先医療機関の主治医によるヘルパー受け入れ承諾が必要です。主治医が介護者の付き添いを不要と判断した場合は派遣できません。）

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②利用を希望するヘルパー事業所の派遣承諾書

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 利用者負担

利用料は無料です。派遣の範囲は登米市内の医療機関及び登米市に隣接する市町村内の医療機関となります。（派遣に伴う交通費等を別途負担いただく場合があります。）

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

(3) 知的障害者社会参加推進事業

身 知 精 難 児 者

知的障がい者が地域との交流活動や社会参加を促進するために、レクリエーション教室やボランティア活動を行っています。

◇詳しくは登米市手をつなぐ育成会（事務局・登米市社会福祉協議会）（☎0220-21-6310）までお問い合わせください。